

## 延岡市老人福祉センター指定管理者募集要項

公の施設である延岡市老人福祉センターの設置目的を効果的・効率的に達成するため、施設の管理業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

なお、北老人福祉センター及び南老人福祉センターは、連動して管理運営することにより、効果的・効率的な管理運営と利用者へのサービス向上が図られるものとして、2施設の指定管理者を一括して募集します。

### 1 対象施設の概要

名称	北老人福祉センター	南老人福祉センター
所在地	延岡市山下町1丁目7番地9	延岡市平原町2丁目790番地3
建物概要	●構造:鉄筋コンクリート造 2階建 ●敷地面積:1415.90 m <sup>2</sup> ●床面積:746.88 m <sup>2</sup>	●構造:鉄骨造 平家建 ●敷地面積:1668.50 m <sup>2</sup> ●床面積:563.00 m <sup>2</sup>
施設内容	屋内	事務室、大会議室、小会議室、娯楽室、浴室、機能回復訓練室、健康相談室、トイレ他
	屋外	駐車場、駐輪場
開設年月日	昭和44年4月1日	昭和56年6月1日

### 2 応募の資格等

#### (1) 応募資格

延岡市に主たる事務所を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

#### (2) 欠格事項

法人等又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する。

イ 延岡市又は宮崎県が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又

は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。

エ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている者である。

オ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。

カ 法人等又は法人等の役員が国税又は地方税を滞納している。

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

また、指定管理者として指定された後に、上記の欠格事項に該当した場合、指定を取り消すことがあります。

### 3 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減を図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力、人的能力を有していること。
- (5) 高齢者の生きがい活動、地域住民の交流、地域における福祉活動の推進に資する団体であること。

### 4 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の使用許可、使用許可の取消しその他施設の使用に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理
- (3) 利用料金の徴収
- (4) 生活相談
- (5) 健康相談
- (6) 高齢者の生業及び就労の指導
- (7) 機能回復訓練の実施
- (8) 教養講座等の実施
- (9) 高齢者クラブに対する援助等
- (10) 高齢者の福祉の向上に関する事業

※ 詳細は「延岡市老人福祉センター指定管理者仕様書」による。

## 5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

## 6 指定管理料

- (1) 指定管理期間(令和8年度から令和12年度)の指定管理料上限額は、137,884,480円とします。
- (2) 老人福祉センターの管理に係る費用は、指定管理料、利用料金収入、その他指定管理者の収入をもって充てるものとします。延岡市が支払う指定管理料及び支払方法については、締結する協定書によって定めます。
- (3) 指定管理料の支払いは、四半期ごとに支払います。ただし、施設の特異性や事業計画等によりこれにより難しい場合は、市と指定管理者が協議して決定するものとします。
- (4) 指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出及び収入を適切に管理するために、独立した預金口座を開設してください。

## 7 運営に関する目安

令和6年度実績

(単位：人・円)

	北老人福祉センター	南老人福祉センター	合計
年間延利用者数	9,354	9,871	19,225
利用料金収入額	128,310	34,600	162,910

## 8 施設の目的外使用に関する事項

施設を目的外に使用する場合は、市へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとします。

## 9 業務の引継ぎ等

### (1) 指定期間開始前の引継ぎについて

指定管理者として指定された法人等は、現指定管理者から業務に関する引継ぎを受けるものとします。

引継ぎに当たっては、現指定管理者と十分に協議を行い、引継計画書を作成し、本市に提出してください。また、現在、勤務している職員から継続雇用の希望があった場合には、継続雇用について配慮してください。

### (2) 引継ぎに要する費用について

引継ぎに要する費用は、現指定管理者が負担する費用を除き、指定管理者として指定された法人等の負担とします。

## 1 0 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金は、延岡市老人福祉センター条例別表に定める金額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができます。
- (2) 利用料金は指定管理者の収入となります。
- (3) 指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入の増加、経費の節減等指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も、補填は行いません。

## 1 1 特記事項

延岡市北老人福祉センターについては、個別施設計画において、建物の建替え、複合化、機能移転等の検討を進めることとなっており、指定期間中に建替え・移転を行う可能性があります。その際の指定管理内容、指定管理料等については、市と指定管理者で協議し決定します。

## 1 1 募集要項の配布

- (1) 配布場所 健康福祉部総合福祉課

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7076

FAX 0982-21-0203

Email koreisha@city.nobeoka.miyazaki.jp

※市ホームページにも募集要項、申請書等の様式を掲載しています。

- (2) 配布期間 令和7年9月4日（木）から令和7年10月17日（金）まで  
（ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日曜日、祝日を除きます。）

## 1 2 質問及び回答

質問等は、電子メール又はFAXにて受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月4日（木）午前8時30分から  
令和7年9月30日（火）午後5時15分まで
- (2) 受付先 募集要項配布場所に同じ
- (3) 回答日 随時
- (4) 回答方法 電子メール又はFAXで回答します。なお、質問及び回答は市ホームページに掲載します。

### 1.3 提出書類

応募する際には、次の書類を各2部（正本1部・副本1部）提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 申請団体の概要
- (5) 役員等名簿
- (6) 誓約書
- (7) 当該申請団体の登記事項証明書
- (8) 当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類（貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類）

※（8）の様式の指定はありません。

### 1.4 提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時15分までに必着（郵送可）

### 1.5 提出先

募集要項配布場所に同じ。

### 1.6 施設の見学等について

施設の見学を希望する場合は、令和7年9月30日（火）午後5時15分までに総合福祉課（募集要項配布場所に同じ）に連絡してください。

### 1.7 選定方法

- (1) 延岡市老人福祉センター指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）により、書類審査を行います。
- (2) 選定会議において、3の選定基準に基づいて審査を行い、採点結果の合計が60点以上で、最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定します。

### 1.8 選定結果の通知

応募者全員に、令和7年11月上旬頃に文書にて通知します。

### 1.9 選定審査対象除外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。

- (2) この要項に違反し、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正行為が認められたとき。

## 20 損害賠償等

- (1) 指定管理者候補者として選定された申請団体が議会の議決後に辞退した場合、市は、当該申請団体へ損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、又は、指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の一部又は全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、あらかじめ損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。
- (3) 指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、市に対して速やか（遅くとも3ヶ月前まで）に通知しなければなりません。

## 21 その他

- (1) 指定管理者は、令和7年12月延岡市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は当該年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 延岡市議会による指定議案の議決後、指定管理者は令和8年4月1日から管理運営業務が実施できるよう、あらかじめ諸準備をしておいてください。
- (4) 提出書類は、お返しできません。
- (5) 提出書類は、議会説明資料など必要に応じ複写し、提供します。

## 22 問い合わせ先

募集要項の配布先と同じ